

# 西宮市中小企業融資制度要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 西宮市（以下「市」という。）は、事業資金の円滑な供給によって市内中小企業の経営の安定と発展を図るため、西宮市中小企業融資制度を設ける。

### (資金措置)

第2条 市は、本制度による融資の運用基金として必要な金額を取扱金融機関に預託する。

2 金融機関は、前項の基金を基礎として自己資金を加えて市のあっせんにより融資するものとする。

### (制度及び資金の種類等)

第3条 この要綱による制度は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業振興資金融資制度
- (2) 小規模事業資金融資制度
- (3) 短期事業資金融資制度
- (4) 起業家支援資金融資制度
- (5) 経営安定資金融資制度

2 前項に定める制度の資金の種類並びに融資条件等については、別表1「西宮市中小企業融資制度一覧表」に定めるとおりとする。

## 第2章 融資条件

### (融資の対象)

第4条 この要綱により融資を受ける者は、次の(1)から(3)までの各号のいずれかの要件を備え、かつ、(4)から(7)まで各号のすべての要件を備えるものとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの各号及び第5号に掲げる融資制度については、次に該当する者

事業所又は主たる事務所を市内に有し、現に市内で同一事業を引続き1年以上（ただし、前条第1項第2号に掲げる融資制度のうち小規模事業資金及び中小規模事業資金については同項第3号（ア）から（ウ）で定める）営んでいる中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当するもの（以下、「中小企業者」という。））で兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種に該当するもの

(2) 前条第1項第4号に掲げる融資制度については、市内で保証協会の保証対象業種に該当する事業を開業しようとする者（開業後の事業歴が1年未満の者を含む。）

(3) 前条第1項第2号に掲げる融資制度のうち小規模事業資金及び中小規模事業資金については、保証協会の保証対象業種に該当する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

ア 市内で6カ月以上同一事業を引き続き経営していること

イ 市外（県外も含む）も含めて1年以上同一事業を引き続き経営し、市内でその事業を営んでいること

ウ 市外（県外も含む）で1年以上同一事業を引き続き経営し、市内でその事業を営もうとしていること

(4) 融資を受けた資金の償還について十分な能力を有する者

(5) 本市の市税を滞納していない者（ただし、第2号により融資を受ける者で、住所地が本市以外に有るものにあつては、本市の市税のほか住所地の市町村税を滞納していないものとする。また、第3号により融資を受ける者にあつては、本市の市税のほか前事業地の市町村税を滞納していないものとする。）

(6) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(7) 保証協会の代位弁済を現在を受けていない者及びその求償債権の連帯保証人となっていない者

2 連帯保証人については保証協会の定めるところによる。

（信用保証）

第5条 本制度による融資は、保証協会の保証を付けて行う。

（担保）

第6条 本制度による融資は、必要により担保を徴することができる。

（連帯保証人）

第7条 削除

（信用保証料負担）

第8条 信用保証料は、保証協会所定の利率により算定した額を借受人において負担するものとする。ただし、小規模事業資金融資制度の小規模事業資金、無担保無保証人特別資金、倒産等関連緊急特別資金及び起業家支援資金（但し、認定特定創業支援事業による支援を受け、当該証明書を提出した者に限る）については、別表1「西宮市中小企業融資制度一覧表」の定めるところにより、信用保証料を市が負担する。

2 経営安定資金融資制度の信用保証料の市負担については、実施内容により、市長が別に定める。

### 第3章 融資手続

（申請手続）

第9条 本制度により融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して市長に

申請しなければならない。

- (1) 西宮市中小企業融資制度申込書
- (2) 設備資金については、設備に関する見積書
- (3) その他市長の指示する書類

(調査及び融資あっせん)

第10条 市長は、申込書を受理したときは、融資の必要の有無を調査し、融資あっせんの可否を決定し、融資を必要と認めたものについては、直ちに金融機関に融資を依頼するものとする。

(融資の決定)

第11条 金融機関は、市長から融資依頼書を受けたときは、市の意思を尊重し、融資の可否を決定しなければならない。なお、融資を拒否したときは、直ちに融資取消報告書を市長に提出しなければならない。

(保証の決定)

第12条 保証協会は、保証委託申込書を受理したときは、すみやかに保証の諾否を決定し、金融機関に通知するものとする。

(貸付の実行)

第13条 金融機関は、保証協会の保証付与が決定したのものについては、直ちに融資を実行しなければならない。

2 金融機関は、本制度により貸付実行するものについて拘束性のある預金を要求してはならない。

(損失補償)

第14条 本制度のうち、特に中小企業振興資金融資制度、小規模事業資金融資制度の中小規模事業資金、無担保無保証人特別資金及び倒産等関連緊急特別資金、起業家支援資金融資制度及び経営安定資金融資制度の融資において債務不履行が生じた場合は、市は、保証協会と別に定めるところに従い保証協会へ補償するものとする。

#### 第4章 補 則

(報告)

第15条 金融機関は、毎月10日までに前月中の本制度による融資及び償還状況を、西宮市中小企業融資月報により市長に報告するものとする。

(その他)

第16条 市、保証協会及び取扱金融機関は、相互に連絡協調のうえ、本制度の実施についてその円滑な運営に協力するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に行った利子補給金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月25日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に市が申込受付を行ったものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年12月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

## 西宮市中小企業融資制度一覧表

(令和4年4月1日現在)

融資制度	資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	返済方法	貸付利率	申込期間	備考
(1) 中小企業振興資金			3,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内		年利 1.9%		
(2) 小規模事業資金	①小規模事業資金	従業員20名以内の個人・法人企業 ただし商業・サービス業(宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く)は従業員5名以内とする。※	300万円	運転資金 設備資金 7年以内	元金均等分割払 ただし貸付期間が1年以内の場合は一括払とすることができる。	年利 1.4%	常時	信用保証料全額市負担
	②中小規模事業資金	従業員20名以内の個人・法人企業 ただし商業・サービス業(宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く)は従業員5名以内とする。※	1,000万円			年利 1.75%		
	③無担保無保証人特別資金	従業員20名以内の市民税の所得割を完納した個人企業または法人市民税の法人税割を完納した法人企業 ただし商業・サービス業(宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く)は従業員5名以内とする。※	2,000万円	年利 1.75%		信用保証料1/3市負担		
	④倒産等関連緊急特別資金	取引先の倒産等で売掛金等が回収不能又は著しく遅延することによって、緊急に資金を必要とする認められるもの	300万円	運転資金 5年以内		年利 1.5%		6ヶ月の据置可 信用保証料全額市負担
(3) 短期事業資金			1,000万円	運転資金 1年以内	貸付期間が6か月以内の場合は元金均等分割払又は一括払 貸付期間が6か月超の場合は元金均等分割払	年利 1.6%		
(4) 起業家支援資金			1,000万円	運転資金 設備資金 10年以内	元金均等分割払 (1年据置可)	年利 0.7%		認定特定創業支援事業による支援を受けた者に限り、信用保証料全額市負担
(5) 経営安定資金		市が指定する災害により被害を受けた中小企業者	1,000万円	運転資金 設備資金 10年以内	元金均等分割払 (3年据置可)	年利 1.0%	実施時に定める	
(6) 西宮市・兵庫県南部地震災害特別融資借換融資		西宮市・兵庫県南部地震災害特別融資制度の借入残高があるもの	1,000万円	7年以内	元金均等分割払 (据置不可)	年利 1.6%		

※特定非営利活動法人(NPO法人)については、中小企業信用保険法第2条第1項第6号および第3項第7号に定めるところによる。

(別表)

## 取扱い金融機関一覧表

(令和4年4月1日現在)

金融機関	取扱い支店	制度名
株式会社三井住友銀行	西宮市内に所在する各支店 逆瀬川支店 藤原台支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
株式会社三菱東京UFJ	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		経営安定資金
株式会社りそな銀行	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
株式会社池田泉州銀行	西宮市内に所在する各支店 宝塚支店 宝塚駅前支店 仁川支店 逆瀬川支店 塚口支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
株式会社但馬銀行	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		経営安定資金
株式会社関西みらい銀行	西宮市内に所在する各支店 阪神尼崎支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		経営安定資金
株式会社みなと銀行	西宮市内に所在する各支店 宝塚支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
株式会社京都銀行	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
尼崎信用金庫	西宮市内に所在する各支店 宝塚支店 芦屋支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金

金融機関	取扱い支店	制度名
兵庫信用金庫	西宮市内に所在する各支店 藤原台支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
淡路信用金庫	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
中兵庫信用金庫	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
播州信用金庫	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
日新信用金庫	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
大阪協栄信用組合	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		経営安定資金
兵庫県医療信用組合	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
		短期事業資金
		起業家支援資金
		経営安定資金
兵庫ひまわり信用組合	西宮市内に所在する各支店	中小企業振興資金
		小規模事業資金
商工組合中央金庫	尼崎支店 神戸支店	経営安定資金